



学校法人日本医科大学武蔵小杉キャンパス再開発計画に係る事後調査報告書（工事中その1）の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第35条に基づき、学校法人日本医科大学武蔵小杉キャンパス再開発計画に係る事後調査報告書（工事中その1）の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為の名称

学校法人日本医科大学武蔵小杉キャンパス再開発計画

2 事後調査実施者

所在地：東京都文京区千駄木一丁目1番5号

名称：学校法人日本医科大学

代表者：理事長 坂本 篤裕

所在地：東京都千代田区大手町一丁目9番2号

名称：三菱地所レジデンス株式会社

代表者：代表取締役社長 宮島 正治

3 公告日 令和5年6月20日（火）

4 事後調査報告書の写しの縦覧

(1) 縦覧期間

令和5年6月20日（火）から令和5年7月19日（水）まで
土曜、日曜及び祝日は除きます。

(2) 縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで ※縦覧開始日は正午から縦覧を行います。

(3) 縦覧場所

中原区役所及び環境局環境対策部環境評価課（市役所第3庁舎15階）

※上記期間中、本市ホームページにて当該事後調査報告書の内容を御覧になれます。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html>

5 事後調査報告書に対する意見書の提出締切日

令和5年7月19日（水）（郵送の場合は令和5年7月19日の消印有効）



川崎市 HP

6 事業内容等に関する問合せ先

名称：ラン株式会社

所在地：東京都杉並区高円寺北二丁目3番1号

電話：03-5327-3981

7 備考

「事後調査報告書」とは、事業者が、条例評価書に記載した事後調査の実施計画に基づき、事業の施行中や完了後などに事後調査を行い、調査結果、検証結果及び対策を講じた場合はその対策内容等を記載したものです。

川崎市環境局環境対策部環境評価課 深堀
電話：044-200-2152

環境アセスメントに係るお知らせ

令和5年6月20日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第35条に基づき、学校法人日本医科大学武蔵小杉キャンパス再開発計画に係る事後調査報告書（工事中その1）の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	<ul style="list-style-type: none"> 学校法人日本医科大学 理事長 坂本 篤裕 東京都文京区千駄木一丁目1番5号 三菱地所レジデンス株式会社 代表取締役社長 宮島 正治 東京都千代田区大手町一丁目9番2号
	指定開発行為の名称	学校法人日本医科大学武蔵小杉キャンパス再開発計画
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 高層建築物の新設（第1種行為）、住宅団地の新設（第1種行為） 商業施設の新設（第3種行為）、大規模建築物の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区小杉町一丁目304-2、小杉町二丁目298-1の一部 外
	指定開発行為の目的	「病院・教育施設」の建て替え及び「道路及び公園等の都市基盤施設」と「高齢者向け福祉サービス施設、高齢者向け住宅、健康増進施設、飲食・物販施設等及び共同住宅」の整備
	指定開発行為の内容	区域面積 約 41,730㎡（第一種住居地域） 建築面積 約 18,710㎡ 延べ面積 約 217,850㎡ 建物高さ 約 180m（塔屋等を含む最高高さ約188m）
	事後調査の項目等	大気質、土壌汚染、産業廃棄物
	環境影響評価の経緯	平成27年 3月23日：指定開発行為実施届出 平成27年 3月30日：条例環境影響評価方法書公告 平成27年12月 1日：条例環境影響評価準備書公告 平成28年 4月11日：条例見解書公告 平成28年 8月 5日：条例環境影響評価審査書公告 平成28年10月17日：条例環境影響評価書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	<ul style="list-style-type: none"> 期 間：令和5年6月20日（火）～令和5年7月19日（水） 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。 時 間：午前8時30分から午後5時まで ※縦覧開始日は正午から
	縦覧場所	中原区役所及び環境局環境対策部環境評価課（市役所第3庁舎15階）
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、川崎市環境影響評価に関する条例（以下「アセス条例」という。）第36条の規定に基づき、次のとおり意見書を提出することができます。 意見書の提出があった場合、アセス条例第37条に基づき、市は事後調査実施者に対し、必要な資料の提出及び報告等を求めることがあります。 <p>意見書の提出できる期間：令和5年6月20日（火）～令和5年7月19日（水） （郵送の場合は、7月19日消印有効）</p> <p>提出先：環境局環境対策部環境評価課（〒210-8577 川崎区宮本町1番地） 提出方法：郵送、持参もしくは本市HPにて御提出ください。</p> <p>なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の内容及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。記載いただいた個人情報、提出された意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき、厳重に保護・管理いたします。</p>
	ホームページ	縦覧期間中、ホームページで事後調査報告書の閲覧及び意見書の提出ができます。 <div style="text-align: center;">  川崎市 アセス図書の公表 </div> <p>https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html</p>
	問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電 話：044-200-2156 FAX：044-200-3921 Mail：30kanhyo@city.kawasaki.jp ※意見書は、FAX及びメールでは受け付けておりませんのでご注意ください。

